

パブリックコメント実施結果報告書

平成24年6月25日

担当課	議会議務局議事・法務政策課
担当者	山根
連絡先	0857-26-7882

意見公募のテーマ：「鳥取県議会基本条例（案）」への意見募集

①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
()	()	14 (5)	10 (2)	()	24 (7)

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	0	
既に盛り込み済み	5	<ul style="list-style-type: none"> ・政策立案及び政策提言の規定に、条例の改廃についての記載が抜けている。 ・議員相互の討議の規定に、議員が説明責任を果たすことを盛り込むべき。 ・県民参画の機会確保の規定に、県民の識見を議会の討議に反映させることを盛り込むべき。
今後の検討課題	1	<ul style="list-style-type: none"> ・一問一答を明文化すべき。
対応しないこととしたもの	11	<ul style="list-style-type: none"> ・すべて当たり前のことが成文化されており、議会基本条例はやめればよい。 ・曖昧な理念だけの条例をわざわざ作らないといけないのかわからない。 ・議員は選んだ県民に対しての奉仕者、代表者、構成員であり、「県民全体の」というのは乱暴である。 ・議員態度（賛否）の公表、反問権の付与、議員定数、議員報酬等を規定すべき。 ・議会基本条例が他の条例の上位に位置する最高規範性を有するとしかとれず、条例は平等であることから外れる。
その他 (例：施策の体系外の意見等)	7	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人参政権につながるおそれがある。 ・県外の団体や外国人勢力が議会をコントロールできるようになり、間接民主主義の崩壊を招く。 ・議会の役割等を明らかにしないと議員は何をすべきか理解できないのか。
計	24	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット (実施担当課)	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○			○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>